

令和6年度第1回越谷市男女共同参画推進委員会会議録

令和6年8月8日開催

○司会 ただ今より、令和6年度第1回越谷市男女共同参画推進委員会を開催させていただきます。

会議につきましては、委員15名のうち、男女共同参画推進条例第20条第2項に基づき出席者が過半数に達しているため、会議が成立していることを報告いたします。

初めに会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

○会長 今年度は、2名の委員の方が入れ替わったということですので、2名の方の新しいご意見などもいただきながら、皆さんと越谷市の男女共同参画の推進について、また活発な意見交換をできればと思っております。

関連したトピックといたしまして、私は市内の県立大学の看護学科の教員をしておりますが、5月から7月まで実習に行っておりました。その実習に行った中で、男性の育児休業の取得がかなり進んでいるなという印象を受けました。日数ですとか、取得の方法については様々ではありますが、この制度がだんだん浸透してきているなという印象を持っております。

それでは、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、越谷市男女共同参画推進条例第26条第2項に基づきまして、議事進行につきましては会長にお願いをいたします。

○議長 それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきます。

皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、会議の傍聴について事務局にお伺いします。傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局 いらっしゃいます。

○議長 それでは傍聴者を入室させてください。

ただいまから会議に入りますが、その前に傍聴人の方をお願いいたします。

まず受付でお渡しした傍聴要領を遵守していただくようお願いいたします。

また、配布した資料1の令和5年度男女共同参画の推進に関する年次報告書(案)については、公表前の資料であるため、会議終了後、事務局に返却をお願いします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、協議事項1 令和5年度男女共同参画の推進に関する年次報告書(案)について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それではお手元の資料、令和5年度男女共同参画の推進に関する年次報告書(案)について説明させていただきます。

この報告書は、第4次越谷市男女共同参画に基づいて、関係各課所で取り組まれております男女共同参画の推進に関する事業の実施状況について、毎年調査をかけ取りまとめしております。

男女共同参画の推進には、行政だけでなく市民との協働が不可欠でありますので、市民への情報共有として取りまとめた結果を、年次報告書として公表しております。

3ページをご覧ください。3ページから7ページにかけては、施策の進捗度合いの目安とするために、数値目標と各年度の達成度をグラフにまとめたものを掲載しております。このうち、施策の方針1の越谷市公式ホームページの男女共同参画ページの年間アクセス数につきましては、令和4年度にホームページのシステム更新があったことにより、従来の集計ができなくなったことから、令和4年度以降、数値を入れることができなくなっております。

9ページをご覧ください。各事業の評価の流れについて、改めてご説明させていただきます。

各事業の活動実績と、取り組みの成果において数値目標がある場合は、目標の何%達成できたかで5段階で評価しております。最終的な評価につきましては、次のページに図を掲載させていただいておりますが、評価したものを図に当てはめてAからDの評価をしております。

11ページをご覧ください。各事業の評価を取りまとめておまして、令和5年度は全庁で110事業が取り組まれております。評価された事業がそのうち107事業、評価困難となったものが3事業となりました。評価Bの「概ね順調に取り組んでいる」とした評価以上であった事業は、全体の95.3%ということで計画全体としても順調に進んでいると考えております。

12ページから15ページにつきましては各事業の実施状況を一覧にまとめたものとなっております。事業番号14の右側欄外に星印が付いていると思いますが、各事業の事情を踏まえて、例外的評価を行ったことを表しています。

16ページ以降は、各事業の実施状況の詳細となっております。時間の関係から全ての事業を説明することができませんので、抜粋してご説明させていただければと思います。

まず評価困難とした3つの事業についてご説明させていただきます。

資料47ページ下段、事業番号60「防災活動における女性の参画促進」です。こちらの事業内容としては、防災訓練において、女性の参加を促すものとしておりますが、令和5年度につきましては、悪天候により防災訓練が実施できなかったため評価困難としております。

続きまして、51ページ下段、事業番号68「介護保険に関する情報提供」です。こちらは、取り組みの成果に、ホームページの閲覧件数を目標値に設定しておりますが、先ほどもありましたとおり、ホームページのシステム更新の影響で件数が集計できなくなりましたので、評価困難となっております。

続きまして、57ページ、事業番号78「不妊治療費の助成」です。こちらは、不妊治療を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成する事業でございますが、不妊治療の保険適用に伴いまして、年度途中で事業が終了したため評価困難としております。

続きまして、例外的評価を行った4つの事業についてご説明させていただきます。

22ページ下段、事業番号14「性的少数者への理解促進のための職員研修の実施」です。こちらの受講者数につきまして、当初、一般職員を想定して目標値を設定しておりましたが、令和5年度につきましては、研修対象を管理職としたために目標には達しませんでした。しかし、事業内容としては問題ないと判断いたしまして、活動実績の評価を一段階上げております。

続きまして、46ページ下段、事業番号58「ファミリーサポートセンター事業の充実」です。こちらは、活動実績の目標値に提供会員数を設定しておりますが、目標値設定後、令和4年度に登録状況の整理をしたことによって、登録人数が減少しており、通常であれば達成度2という評価になりますが、登録人数は前年度より増加しておりますので、評価を一段階上げております。

続きまして、55ページ上段、事業番号74「女性特有の疾病の予防啓発(乳がん)」、次のページの上段、事業番号76「男性特有の疾病の予防啓発(前立腺癌)」です。こちらの二事業につきましては、受診者数や受診率を目標値として設定しておりますが、今なお、医療現場においては、コロナの影響による受診控えがあるとのことで受診者数が増えない傾向にあるため、それぞれ目標値を下げて評価しております。

続きまして、C評価とした5つの事業についてご説明させていただきます。

20ページ上段、事業番号9「男女共同参画に関する図書の貸し出し」です。利用人数の目標に

対して実績が64%であったため、達成度が3となりまして、C評価となっております。今後につきましては、レイアウトの工夫やPOPを作成するなどして来館者の目に留まるよう、取り組みを進めているところでございます。

続きまして、29ページ上段、事業番号25「男女共同参画チャレンジリスト登録者への情報提供」です。登録者のうち、公募委員になった人数の目標に対して実績が77%であったことから、達成度が3となりまして、C評価となっております。現在、チャレンジリストに登録されている方の多くが70歳以上ということで、公募委員への応募自体が少なくなっていると思われるため、今後につきましては、若い年代の方に登録いただけるように、SNS等などで周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、31ページ下段、事業番号29「女性の就業支援事業」です。就職率の目標に対して実績が75%であったため、達成度が3となり、C評価となっております。こちらは、未就職者の中に報告がなかった方も含まれるということで、今後は、相談者へのフォローアップの強化を努め、就職率のアップに繋げたいとのことでした。

続きまして、34ページ上段、事業番号34「就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の開催」です。参加率の目標に対して実績が75%であったため達成度が3となり、C評価となっております。この講座につきましては、当初未就労だった方からの申し込みが多く、開催までに就労が決まった方からのキャンセルということがありましたので、今後につきましては、講座の内容によって、募集人数より多く申し込みを受付する等、これから検討してまいりたいと考えております。

続きまして54ページ下段、事業番号73「生涯を通じた女性の健康に関する講座の開催」です。参加率の目標に対して実績が68%であったことから、達成度が3となり、C評価となっております。この講座は3回コースでございましたが、開催する曜日が統一されていなかったためか、参加人数にばらつきが見られたとのことです。今後につきましては、開催方法の見直しなどを検討して参りたいとのことです。

以上、各事業から抜粋して説明させていただきました。

このほか、資料75ページ以降は、男女共同参画に関する市の現状につきまして、施策の方針ごとに関係する統計データを掲載しております。世論調査などの最新データを元にグラフを作成しております。このうち、84ページの上段ですが、前回の報告書では、庁内のDV相談の件数を掲載しておりましたが、正確な件数の把握が難しいことがわかりましたので、今回から、配偶者等からDVを受けた場合の相談先のグラフを掲載しております。

令和5年度男女共同参画の推進に関する年次報告書(案)についての説明は以上となります。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、この報告書は男女共同参画を推進する取り組みの実施状況などについて市民に公表するために作成するものです。

そこで、審議に当たりましては、表現や構成がわかりやすいものになっているかという視点、各事業の取り組みについて、今後一層効果的に推進する視点の2点からご意見などをいただきたいと思っております。

それでは、何かご意見やご質問などはありますでしょうか。

○委員 77ページの越谷市男女共同参画推進条例等の認知度につきまして、越谷市男女共同参画推進条例は、2005年から19年が経過しましたが、認知度が3割半ばにとどまっているという

データが出ています。まもなく制定されてから20周年ということもあるので、改めてこの条例を認知させる取り組みなどありましたら教えてください。

また、市としてこの件について、どう考えているかという記載もあれば、なお良いのではないかと思います。

○事務局 男女共同参画推進条例につきましては、まずは子どもたちに周知するという事で、市内の小学校の6年生の全児童に向けて、毎年、子ども向けのリーフレットを作成し、配布しております。男女共同参画推進条例ができた当時には、大人向けのリーフレットを作成していたので、改めてリーフレットを作成するか、ホームページの記載をリニューアルして周知するか、手法を検討したいと思います。ただ、子どもたちに配ることで、親御さんの目に触れる可能性も高いこともあって、認知を広めるには効果が高いのではないかと考えております。

これとは別に、4歳、小学校3年生、中学校1年生の保護者向けに毎年リーフレットを配っており、そういったところにも条例に関するお知らせを載せるなど検討していきたいと思っています。

また、77ページに市の考えや方針が入れられるかについては、今後検討をさせていただきたいと思っています。

○議長 ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

○委員 22ページ、14番の「性的少数者への理解促進のための職員研修の実施」ですが、元々、一般職員を対象として目標設定し、最終的には管理職だけ対象にしたということですが、管理職だけを対象にした理由と、今後も管理職だけを対象にするのかについて教えてください。

○事務局 まず、全庁的に一般職員向けの研修を令和元年から4年間行い、令和5年度からは管理職を対象にするということで来年度まで予定しています。

今後につきましては、管理職向けをひと通り実施し、そのあと職員向けをどう手厚くしていくか検討していきたいと思っております。

○議長 ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。報告書として表現や構成がわかりやすいかという点についても、是非ご意見いただければと思います。

○事務局 事務局の方から今の視点の部分なのですが、第4次男女共同参画の計画が令和3年から令和12年までの10年の計画になっておりますが、前期実施計画というものに基づいて事業を実施した報告がこちらの報告書になっております。

今後、令和8年から、後期実施計画の策定準備に入っていきます。その際には、事業をそのまま継続させるのか、新たに組み込む事業はないか、という視点が出てまいります。

また、指標の取り方についての議論も庁内で進めていく時期になっておりますので、皆様からも、そういった視点でのご意見をいただければ、是非、反映したいと思っております。

○議長 ご説明いただいたような視点も含めまして、ご意見をいただければと思います。

○委員 全体として、令和5年度の男女共同参画の推進の取組みはうまくいっているのか、あるいは停滞しているのか、あるいは下がっているのか、その結論を教えてください。

○事務局 先ほどもご説明させていただきましたが、11ページに、前期実施計画の進捗状況ということで、107の事業の評価B以上が95.3%ということですので、全体で概ね順調に進んでいるという考えです。ただし、個別の事業の評価について、例えば、審議会等の女性登用率の目標を35%と定めていますが、未だ達成できてない状況であり、前期を総括する中で、達成していない部分が見えてくるものと思っております。

○委員 先日、ダイバーシティの一環として、これは、商工会の働きもあるかと思いますが、女性の働き方に対する援助について、例えば、不妊治療に関する援助など日経の1面に書いてありましたが、越谷市としてはそういう働きはやっているのでしょうか。

○事務局 不妊治療に関してということではありませんが、この計画自体は、行政だけではできないのではないので、市民の方や企業と一緒にやっていかなければならない中で、ここ数年間ワークライフバランスを企業でも進めていただきたいということで、商工会議所に協力いただきながら市内の事業者リーフレットを配付しております。

また過去にも、先進的に取り組んでいらっしゃる企業にインタビューし、リーフレットに載せさせていただいて、市内の事業者への啓発に使わせていただくなど、企業向けに啓発に取り組んでいるところでございます。

○委員 企業を活用し、男女共同参画を進めるというのがいい方向に向かっているのか、あるいは難しいのか、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

○事務局 越谷市内全ての企業の分析というのは難しい部分ではありますが、いわゆる大企業などは、そういった制度の改革など、だいぶ進んでいるというのは新聞等で確認しております。

越谷市の企業はというと、やはり中小企業が多いということで、取組みが進んでないというようにお声をいただくところもございます。企業の取組みがどう進んでいるか、場合によっては今後、商工会議所とも議論させていただいて、現状どういう把握をしているのか、今後どういう働きかけをしていけばいいのか、いろいろと協議させていただきたいと思っております。

また、先ほど具体例として挙げていた不妊治療につきましては、国の制度が変わりまして、57ページ事業番号78で評価困難という説明をさせていただきましたが、これまで、国の方で不妊治療に対する助成制度が整っていなかったため、市として助成をする形をとっておりました。

しかし、不妊治療が保険適用になったことにより、これまで助成を行っていた理由が解消されたことから、国の取組みが進んできたので、状況が変わってきたと感じています。

また、昨年度、県との共催で、月経の知識を深めるという講座を行っています。その事業の結果、県の方でも生理についてのリーフレットを作成して、企業や学校に配布したということも聞いています。

また最近、フェムテックということで、例えば洋服や食品など、女性の健康に資するための技術開発なんかも進んでおりまして、企業の方でも、月経で女性のパフォーマンスが落ちるところに視点が向いていなかったところがありましたが、徐々に、企業も国も自治体も目を向け始めていることは我々も感じ取っております。

具体的に今の時点では、越谷市として月経についてどういう打ち出し方をするか整ってはいないのですが、この流れを汲んで、例えば後期の事業の中に取り入れるなど考えていきたいと思っております。

○委員 私が希望するのは、企業に、そういった休みを取りやすくするなど、便宜を図っていくような雰囲気を作ってもらうようにプロモーションをしていてもらいたい。そして男女共同参画の一環である、女性の起業、職場進出を講演などで後押ししていただければ大変ありがたいと思っております。

○議長 ありがとうございます。他にご意見ありますでしょうか。

○委員 そもそも、日本の社会の中で1ページから3ページに書いてある、男は仕事、女は家庭とい

う発想が根強いので、男だけの社会じゃないという意識改革のための施策は、もっと重要視されなくてはならないと思います。

私事ですが、妻の入院を機に、家事がどんなに大変かと実感しました。その中で、女性に、自治会長やPTA会長までやるということは酷であるため、家庭内での役割分担が非常に大切であるというのがよくわかりました。

報告書については、いろいろな課題が網羅されていて、男性側の意識がまだまだというところが要因となっている課題がいっぱいあるのではないかと拝見しておりました。報告書として非常にわかりやすくまとまっているとは思いますが、あまりにも分散しすぎて、全体的にはどうかというものが見えにくいと思います。

75ページ以降から越谷市における男女共同参画の現状というのが書かれていますが、市としてはこんな状況で、何年後にはこんな社会を作りたいというものを作る必要があるかなと思います。

○議長 ありがとうございます。総括のようなものが必要なのではないかとということですが、それに関して事務局から何かありますか。

○事務局 具体的に今どういう状況か、市民の皆さんにわかりやすく示せばいいとは思っておりますが、それはご意見としていただいて、今後の後期実施計画、または、5年後に第6次の総合振興計画といったものもありますので、いかに市民の方にわかりやすく、こういう事業をして、こういう結果で、こういう街づくりをしたい、男女共同参画を進めたいというところは、私どもも勉強して、わかりやすくできればと思っていますところでございます。

○議長 ありがとうございます。できれば、せっかくいただいた意見ですので、後期で何か加えることができたらなおいいのかなと思いました。

○委員 報告書において、具体的に前年より何パーセント拡大するというような考え方で書く方が市民にとって非常にわかりやすいと思います。

我々としては、むしろ積極的にやっていただいて、できた・できなかったと言われた方がわかりやすいように思います。

○事務局 2ページ見ていただきますと、ここに第4次の越谷市男女共同参画計画の体系図が載っておりまして、10年計画で、越谷市がどういう方向性で進めたいのかという指針になるものになっています。これを目指して、具体的に目標達成するために何をしていくというのが、110の事業ということになってきます。

ただ、男女共同参画というものが、概念として形が決まっているものではないというのが大変難しいところで、議会などでも、事業の効果について質問をいただくこともあります。男女共同参画の効果がどれぐらい出ているのかというのを数値で測るのは非常に難しいものだと考えています。

新しい指標を設けるといのも一つですし、定点観測で、この後5年、10年経ってどういうふうに動いていくのか、それも一つの目安にはなってくると思いますので、そんな視点を持ちながら、次の計画も進めていきたいと考えております。

○議長 今、おっしゃってくださったように男女共同参画というのは効果が測りにくい、目に見えるものではないってところと、大きな問題でいろんなところに関連しているものだと思いますので、長期的に考えていくために10年計画になっているのだと思います。先を予測しつつ、また後

期に向けて皆さんのご意見を伺えたらいいのかなと思います。

その他に、表現とか構成とか、報告書としてわかりやすいか、改善した方がいいかというところも含めまして、ご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。

○委員 手段、実施内容、課題解決に向けた対応と、しっかり書いてあってわかりやすいと思いますので、今後もこの形でいいと思います。

○議長 形としてはとてもわかりやすく、視覚的に理解しやすい形になっていると思います。

構成表現以外のことで構いませんが、他にご意見ある方いらっしゃいますか。

○委員 男女共同参画の意識が、今の子どもたちはどの程度のレベルなのかということが純粋に気になりましたので、そういう調査をした資料があったら、より未来に希望が持てると思いました。子どもの発言で、親がハッとすることも多いもので、意外と大人と比べて、子どもたちの方が意識高かったりするのかなと思いました。大人と同じような質問事項を並べて、意識調査することで、実は子どもたちの意識は高く、大人も見直すべきところがあるかもしれないというような問題提起もできるのではと思いました。

○議長 今後に向けて、検討材料にさせていただけるのではないかと思います、事務局からお願いします。

○事務局 別の所管ですが、子ども計画というものも作っておりまして、アンケートでお子さんや若者の意見聴取することを取組んでいます。

また、総合振興計画でも、若い方からの意見聴取、子ども向けのアンケートなんかも実施していますので、第5次計画のタイミングで、お子さんへの意見聴取や、学校現場として男女共同参画がどう進んでいるか、先生方や教育委員会とも相談しながら新たな見せ方ができるよう検討してまいります。

○議長 ありがとうございます。その他にご意見ありますでしょうか。

○委員 シティーメールに「西園寺さんは家事をしない」というドラマで、レイクタウンが出るというお知らせがありまして、そのドラマを拝見しました。

その中で、保育園に行っている子がジェンダーの話をしていて、今までは、お母さんお父さんがいる家族が当たり前だったけれど、かたちはひとつではないと、現代を象徴する描写だと感じました。なので、子どもと軽んじることなく、1人の人間として意見を尊重してすべきだと思いました。

○議長 ありがとうございます。他にご意見ある方いらっしゃいますか。

○委員 76ページの男女の地位の平等感というところと、あと77ページの教育・しつけで大切なことで、ここで職場内の不平等感を感じているところの元が、教育・しつけのところでの、男の子らしさ・女の子らしさというところと繋がっているという印象を受けました。

そういう点では、子どもに向けてリーフレットを配付したり、子どもの意見を聞いていくというところは大事だと思いますが、大人の方で、平等・不平等に感じている内容について知りたいです。

○事務局 市として具体的なデータをとっているものはありませんが、国の方の調査を見ると、平等不平等感として数字で出ているものとしては、男女の賃金格差というものが大きく出ています。

私達公務員は、男性でも女性でも階級が同じであれば変わりませんが、市の職員にも、男女の賃金格差というものはあります。

市にも非正規の職員の方が多く働いておりまして、非正規の方のほとんどが女性です。

やはり、正規と非正規では給与体系が違いますので、市の職員全体として見たときに、男女を

比べると、女性の賃金が低いというものが形として見えてきて、これは、国や県、企業を見ても同じような状況となります。

周りを見ていただくと、働く女性は増えていますが、正規として働いているか、非正規で働いているか、男女で比べてみると、やはり女性の方が非正規で働いている方が多いと感じると思います。コロナ流行の際も、非正規で働いている女性の貧困が問題となっておりました。

何をもって平等・不平等と感じるかというのは、一つの視点としては有益なものであると思いますので、市政世論調査に盛り込める項目数に制限が設けられてはいますが、今後調整、検討していきたいと思います。

○議長 ありがとうございます。他に意見などございますか。

○委員 新聞の埼玉版に県内の高校生が男女共学を反対している旨が出ていました。

今、こういうことを勉強させていただいている中、記事を読み、成り行きを心配しているような状態です。

ただ、いろいろとボランティアをやっている中で、一番問題は自治会にあるように感じています。

○議長 ありがとうございます。他に意見などございますか。

○委員 男女共に働きながら世の中を支えていく時代になっていると思いますし、子育てに優しい街であってほしいと思っています。安心して子どもを預かってもらい、働くことができる、女性も活躍できる、そんな世の中になっていくことを強く望んでいます。

資料の中で80、81ページに数値で出ています、保育所・学童保育室の入所児童数について、確かに増加していて、沢山の子どもたちを預かってもらって、働きに戻れる環境ができてきていると思うのですが、それが十分かどうかという視点では、これでは読み取れないと思います。

いろんな数値を見ても、人数の増減はグラフに出ている、それが満足度に繋がっているのか、実際に必要とされているものはクリアできているのか、そういったところの読み取りがなかなかできないかなと思いつつ見せていただいたのが一つです。

もう一つは、2ページにある計画の体系図ですが、110にも及ぶ事業に着手され、男女共同参画の推進に努められていることは、本当に敬意を表したいと思いますが、この体系図を見たときに、今年度は一番どこに力を入れるのか。ここから十分にまず進めることによって、さらに次の段階に進んでいくといった表し方もできるのではないかと思います。

○議長 ありがとうございます。大変貴重なご意見かと思いますが、事務局からお願いします。

○事務局 おっしゃるとおり、十分でないところは確かにあると思っています。

ただ、資料編については、あくまで、越谷市の現状ということを表すため、担当部署から受けたデータをそのまま載せております。

満足度までデータを取っているか把握できておりませんが、担当部署の方では、より詳しいデータもあるかと思っておりますので、こちらの資料では、参考として載せさせていただき、詳しいデータは別資料に誘導する等、記載方法を検討していきたいと思います。

また、重点施策についてですが、報告書には大本の資料の抜粋という形ですので抜けている部分はございます。

計画大本の冊子の方には、重点政策として、計画の中で特に力を入れて取り組むことを載せさせていただいているのですが、報告書から見ると当然いらっしやると思いますので、そういう方たちも見やすくなるよう検討してまいりたいと思います。

○議長 ありがとうございます。他に意見ございますか。

○委員 私は、一般企業で働いているのですが、冒頭で会長がおっしゃったように、育休を取る男性がどんどん増えていて、その間、奥さんは会社に復帰して、本当に1人で子育てを数ヶ月するという男性が増えてきたと思います。

報告書を見ると、父親を対象とした子育てというのがありますが、何を教えているかなというところ、子供との遊びと書かれていて、やっぱりお父さんは遊んでいればよくて、お母さんがお世話するっていうのが、まだまだ意識の中にあるなというのが見られますので、育休を取る男性向けに、全部1人でできるようになる講座等、是非とも教育として広めていただければと思います。

○議長 大変貴重なご意見かと思えます。「取るだけ育休」にならないような、男性への教育も必要なのかなと思えます。

そろそろ最後のご意見と思っておりますが、ぜひともというご意見ある方いらっしゃいますか。

○委員 80ページのデータは公立保育所のみ的人数でしょうか。

○事務局 説明の中で、認可施設が増えたことにより、増加しているとしておりますので、市が認可している民間の保育施設は入っています。データの詳細については、手持ちがないところです。

○議長 ありがとうございます。

本件に関しましてはいただいた意見を踏まえ、修正できる部分は修正する形で、了承するものとしたと思います。

次に報告事項といたしまして、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行への対応について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2をもとにご説明をさせていただきます。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律は、令和4年の5月に成立し、令和6年の4月1日より施行されました。

この法律は、生活困窮や性犯罪被害、家庭環境の破綻など、複雑化する女性を巡る課題が顕在化したことや、孤独・孤立対策というのを国が進めておりますが、こういった視点も含め、新たな女性支援の強化を目的として制定されました。

DV被害者を含む、これまでの女性保護というものは、売春をなす恐れのある女子の保護更生を目的とする売春防止法が元となっており、福祉の視点が欠けているといった課題がありました。

それを踏まえ、新たにできた法律については、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」が明確に規定され、併せて、国や地方公共団体が、この女性支援に必要な施策を講じる責任についても明記されています。

資料の2ページ目になりますが、この困難な問題を抱える女性というものは一体どういうことなのかと言いますと、性的な被害や家庭の状況、地域社会との関係性、その他様々な事情により日常生活、または、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている女性というのが、法律上の定義となっております。資料に記載のとおり非常に広範囲にわたるだけでなく、先ほども申しましたように、こうした課題が複雑多様に絡んでいるということが言えます。

これは行政側の課題ですが、こうした個々のケースに対応する根拠となる法がそれぞれ異なることもあり、縦割りの体制のなかで従来のセーフティネットの狭間で支援が届かずにいた方も存在します。

例えば18歳未満であれば、児童福祉法による保護の対象になりますが、18歳を超えた日の誕

生日を超えた途端に、この児童福祉法の範疇から外れ、幼い頃から親から虐待を受けていた人が18歳を迎えた途端に何の支援も受けられなくなるということになります。

あるいは子供の頃に虐待を受けていた方が、それについて何も言えないまま18歳になり、ようやく言えるようになったときに、手を差し伸べるところがどこもないというのがこれまでの状況でした。家にいることができず、お金も、行くところもないため、SNSで知り合った男性のところを転々するというケースも少なくありませんでした。他にも、知的あるいは精神的に課題がありそうではあるものの、実際にはこれらの福祉サービスに繋がっていない人、仕事や家庭はあっても、それ以外の人と接点がなく社会的に孤立してしまっている人、日本語が十分に理解できないうえに、英語や中国語といった主要な言語以外の通訳が利用しづらい言語を母語で持っている方は、支援に繋がりにくいというのが現状としてございます。

この法の施行前に、県においては令和6年3月に埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画を策定しております。これを踏まえ、本市におきましても、法において努力義務とされている、市町村計画の策定を考えておりますので、これに向けた検討を現在進めております。

先ほど年次報告書の説明の際にもお話させていただきましたが、現在進行中の第4次越谷市男女共同参画計画については、令和3年から令和12年までの10年計画になっております。令和8年が中間年度で、後期実施計画がスタートすることを踏まえ、この計画全体の見直しを行い、その見直しをした改定後の計画の中に仮称ですが、越谷市困難女性支援基本計画を含め、策定することを予定しております。また、後期実施計画に掲載する困難女性に対する支援策の事業について、どのような事業ができるかも含め、検討を進めていく予定でございます。

資料の3ページ目に当課が所管するもののみにはなりますが、現状で女性支援に特化した事業についてご紹介をさせていただきます。

女性・DV相談支援センターというものがございます。こちらは配偶者暴力相談支援センターで、DVの相談の窓口になっております。DV以外につきましても、女性だけにはなりますが、女性からのDV以外のご相談もここで受けております。

DV相談の時と同様に、女性の相談員が対応しておりまして、福祉サービス等に繋ぐ必要がある方については、支援に繋げ、支援に繋がるきっかけとなるような窓口として設置しております。

次に女性のための法律相談がございます。

こちらは、女性に特化した法律相談を行っており、法律関係のご相談があった場合に、女性の弁護士さんに対応していただいております。相談内容についてはDVや家族関係、それ以外の家族関係などで、相続の問題なども含め幅広く、女性からのご相談を受けております。

次に女性自立支援事業です。女性の自立支援事業を行っている市民団体を公募し、市が団体へ助成金を交付し、それをもって団体が、女性の自立を支援するための講座や、相談カウンセリング、またお子さんの学習支援などの事業を行っております。

このあと所長からも報告がありますが、ほっと越谷で、困難を抱える女性を支援するための事業として講座の開催を行っております。

これらはいくまでも当課が実施しているもののみになりますので、どのような支援が必要かについては、庁内の関係各課と調整をしております。

今後のスケジュールとしましては、まずは第4次越谷市男女共同参画計画改定の原案を作成し、庁内会議にかけ、また、この推進委員会にて委員の皆様にもぜひご意見をいただければと考

えております。今のところ、年明けに第2回推進委員会を予定しており、そこで作成した原案についてご意見をいただく予定です。その際には改めてご案内させていただきますが、まだしばらく時間がございますので、皆様におかれましては現行の第4次の計画を今一度ご覧いただき、計画改訂に際し、どのような視点を加えるのが良いのか、また、女性の支援に特化した事業に関するご提案などございましたら、次の会議までに意見を温めておいていただくと大変ありがたく存じます。以上でございます。

○議長 ただいまの説明について何か質問などはございますか。ないようでしたら次に進みます。

越谷市女性DV相談支援センターについて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは越谷市女性・DV相談支援センターについて、資料3を基にご説明させていただきます。

越谷市では、DV被害者支援の強化を図るため、平27年10月に越谷市女性・DV相談支援センターを開設しております。センターでは配偶者からの暴力の防止および被害者の保護支援等に関する法律、いわゆるDV防止法に定められたDV被害者支援の中心的な役割を担う機関といたしまして、DV被害者支援に対する身近な相談窓口として相談に応じる他、法的に加害者を引き離す保護命令制度の手続きの支援や、DV被害者の自立に向けたアドバイスなどを行っております。埼玉県内では今年度開設した春日部市と新座市の配暴センターを含めまして24市に設置されております。

配暴センター設置のメリットについてですが、大きく二つございます。

一つ目は相談窓口が明確になったことです。設置前においても、DV相談の対応は行っておりましたが、専門の相談窓口があることを周知することで、DV被害の潜在化防止及び迅速な支援に繋がっているところでございます。

二つ目に、被害者支援の拡充です。例えば保護命令の申し立てや国民年金保険料の減免など、被害者への法的な支援に必要な相談証明書の発行や関係機関と連携したワンストップ支援など、効率的、効果的な支援を行うことが可能となりました。

また、庁内で相手方と鉢合わせするリスクを避けるために、関係各課の職員に相談室まで出向いていただき、手続きを行うことで、相談者の負担軽減と安全確保を図ることができます。

2ページ目に市の支援体制についての図がございしますが、DV被害の支援については相談の主訴に応じて各課と連携が必要不可欠になります。支援の中心はセンターと所管課である人権・男女共同参画推進課となりますが、例えば、一時保護が必要となる場合は、県の一時保護施設への入所協議を行うため、こども家庭センターへ引き継ぎます。また、生活保護の支援が必要とされる相談では、生活福祉課、住民基本台帳の支援措置が必要な場合は市民課へ繋ぐこととなります。最近ではDV以外の課題も複合的に有する相談者が増えておりますのでこれまで以上に関係機関との連携が必要となっている状況にございます。

3ページに相談件数についてグラフがございしますが、こちらはセンター開設からの相談件数の推移を表しております。内訳にある法律相談では、DVを含む女性からの法律相談に対応するため、毎月1回、女性の弁護士に依頼して実施している事業になります。また女性相談は健康面や人間関係の悩みなどDV以外の女性からの相談を指します。令5年度は法律相談が28件、女性の悩み相談が432件、DV相談が441件といった内訳になっております。また下段の折れ線グラフは、証明書発行件数の推移となっております。件数はグラフの通りですが、昨年度は特に住民

基本台帳に係る支援措置に必要となる意見書発行数が102件と、昨年に引き続き100件を超えている状況でございます。支援措置の期限は申し出から1年間ではありますが、1年で問題が解決することはほとんどありませんので、その更新の方に加え、新規の申し込みが積み重なっているといた状況でございます。

今後も引き続き被害者の方が1人で悩むことなく、相談支援に繋がるよう、相談窓口の周知はもとより、関係機関との連携を強化しながら、DV被害者支援に取り組んでまいりたいと思います。説明は以上となります。

○事務局 先ほどの説明について、何点か補足させていただきます。

まず、保護命令という言葉が出てきたかと思いますが、こちらはDVの被害者の方が裁判所に申し立てをすることにより、退去命令や接近禁止命令を、裁判所から相手方に発令できるという制度になります。

退去命令は、例えば被害者の方が、相手方名義の物件と一緒に住んでいた場合に、別居や避難するにあたり、自分の身の回りの物を持ち出したい時に、相手方が家にいると危険なため、その物件の所有者である相手方に家から出て行くよう裁判所が命令できるものになります。最長6カ月となりますが、定められた期間内に被害者の方が荷物をまとめて、次のところに異動するための準備を整えることができます。

また、接近禁止命令はその文字の通り、被害者本人や、同伴の子供に近づいてはいけないという命令になります。令和6年4月にDV防止法が改正されたことに伴い、SNSなどによる連絡も禁止とされました。

なお、これまで保護命令の対象は、実際に身体的に暴力を受けた人が対象でしたが、このDV防止法の改正により、精神的な暴力、いわゆるモラハラを受けた方についても、保護命令の対象になりました。

この保護命令を発動させるために、裁判所は相談機関へ意見書の提出を求めますので、その意見書の作成を女性・DV相談支援センターで対応している状況です。

また、3ページに証明書の発行件数に係る説明の中にありました、住民基本台帳の支援措置についてですが、こちらは、DVを含む身体や精神的に何か危害が加わる恐れがある場合に、市内への転入や転居に際し、住所の情報が相手方に伝わらないようにするために、住民票などの発行を制限するものとなります。こちらを適用するためには、被害者の方が、相談機関である女性・DV相談支援センターや警察などに相談していただいて、相談機関において住所を秘匿にする必要があるといった意見書を発行し、適用する制度になっています。

支援措置の件数が多いのは、DVの被害者が越谷市に多いという見方もできなくはないのですが、DVの被害者が多いというよりは、そういった方たちへの支援が整っているということが言えるのではないかと考えております。

多くの市町村は、こういったDV被害者の方の意見書作成については、警察に任せてしまうケースが多いようですが、越谷市の場合は、基本的に市で相談を受けたものについては、意見書の作成まで行います。

また、長期的に支援措置が必要で、相談に来る方が多くいらっしゃいますが、市町村によっては、直近の危険がなければお断りをするケースもあるようです。越谷市では、既に離婚をされて、相手方から離れて、その間相手方との接触もない状況であっても、ご本人のお気持ちを尊重し、

支援措置を継続する体制をとっております。そのため、件数が多い状況にあるのではないかと考えております。

○議長 ただいまの説明について何かご質問はありますか。

○委員 例えば、DV被害者の方の子が転校した場合、相手方が引越し先を突き止めて、子が通う学校で待ち伏せをするというケースがあると思います。そのときに、この一覧表では支援体制の中に教育委員会は入っていないようですが、教育委員会との連携はどのようになるか教えていただきたいです。

○事務局 図の中に細かくは書いていませんが、庁内各課の一番下に「子供の就学支援など」と記載されている箇所が教育委員会との関わりを表しております。DV被害者の中には、住民票は異動せず、体だけ避難されるというようなケースもあり、そういった場合でもお子さんがいらっしゃれば、学校に通える体制が整えられるよう、DV被害者の方の情報の取扱いには十分注意をしながら教育委員会と連携をとっております。

○議長 その他にご質問はありますでしょうか。

○委員 DV防止法が今年度4月に改正されたことに伴い、今年度の相談件数や支援措置の件数について、増えているのかなど、感覚で構いませんので、分かれば教えてください。

○事務局 件数自体は、平成27年から高止まりの状況ですが、DV防止法が改正になり精神的な暴力についても保護命令の対象になったことからか、以前よりも精神的な暴力、モラハラについてのご相談が多くなったように思います。モラハラがDVに含まれるということが認知されてきて、相談の内容が変わってきたなという印象です。

○議長 その他いかがでしょうか。

○委員 相談者の年齢別の件数は分かりますか。

○事務局 年齢別の件数については、今持ち合わせておりませんが、40代、50代の方が一番多く、次に30代の方で子育て中の方が多い印象があります。

○議長 続いて、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」令和5年度事業報告書について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、令和5年度の男女共同参画支援センター「ほっと越谷」の事業報告をいたします。

ほっと越谷は、本市の男女共同参画推進の拠点施設として平成13年に開設し、平成21年度からは、指定管理者による管理運営をしております。令和4年4月1日からは、新たな指定管理者として、街活性室株式会社での管理運営がスタートいたしました。新たな指定管理者となって2年目である、昨年度の事業について、指定管理者である私から報告いたします。お手元に配付しておりますクリーム色の冊子、「ほっと越谷活動記録レポート」が今年度作成した令和5年度の事業報告書となります。

ほっと越谷は学習・情報・交流・相談の四つの機能を持つ施設となっており、学習事業は主に、男女共同参画に関する市民向けの講座の開催、情報事業は情報誌の発行やパネル展示、図書貸し出しなどによる男女共同参画に関する情報の提供、交流事業はほっと越谷の登録団体間、または登録団体と市民を繋ぐ事業の実施となります。相談事業につきましては、平成27年10月に、配偶者暴力支援センター越谷市女性・DV相談支援センターを開設したことにより、ほっと越谷の事業からは切り離し、市の直営として、専門事業者への委託として実施しておりますが、ほっ

と越谷としても、DV防止啓発事業や相談機関の案内など、相談補助事業として関わっております。また、女性・DV相談の他、指定管理者も街活性室としてのノウハウを生かした団体相談事業をしており、団体設立や運営に関する相談事業を実施しております。

まずは学習事業として実施した18の事業から、主なものをご紹介します。

6ページをご覧ください。男女共同参画推進のための講座の実施ということで、アニメの主人公たちは何と戦っているのか、アニメの世界からジェンダーを考えてみようと、興味関心の得やすいアニメをテーマに、アニメから得られる情報を、ジェンダー視点で読み解くという切り口で、アニメの世界やそのヒーローやヒロインの描かれ方から男女共同参画を知り、理解を深める講座を実施いたしました。

続いて10ページをご覧ください。家庭における固定的な役割分担意識の解消に関する講座の実施においては、もやっとする、ずるい言葉に振り回されないために、10代から知っておきたいあなたを閉じこめるずるい言葉、および女性を閉じこめるずるい言葉を著書に持つ講師にお話いただきました。著書では、人と関わるとき、相手を差別したり傷つけたりする意図はないのに相手の心にちょっとした影を落とすような言動や行動をしてしまう、無自覚の差別行為として提唱されているマイクロアグレッションという言葉がわかりやすく、ずるい言葉と表現しています。そういった強い言葉に隠された固定的役割分担意識に気づいていただき、解消を図る講座を実施し、ずるい言葉を言われたときや、言ってしまったときの対処法のヒントを提供いたしました。

続いて11ページの女性の起業支援に関する講座についてですが、こちらの講座は例年人気の講座となっております。この講座の卒業生が登録団体としてほっと越谷に登録し、活動を続けていますし、それとは別に、昨年度の卒業生同士で団体を作り、新たな登録団体として活動を始めた団体もございました。令和4年度から引き続きオンラインと対面の同時開催を行っております。そのため、どうしても仕事や体調不良などで参加できない場合を除き、対面にて参加予定だった方が、育児、介護などで家を出るのが難しくなってしまった場合にも、急遽オンラインでの参加に変更し、それぞれのライフスタイルに適應できるよう柔軟に対応し、4回講座を最後まで受講する方を増やすよう努めてまいりました。そして44ページに、実践編として、卒業生による mini マルシェを開催し、自身の得意なことや、やりたいことを見つけ、起業も視野に入れるといった、女性活躍推進の機会を提供いたしました。

続いて20ページをご覧ください。昨年度より指定管理者提案事業として、ほっかれ夏のこどもウィークにおいて、固定観念の土台が形成される児童を対象とした講座を開催しました。登録団体や所管課である人権・男女共同参画推進課の協力を得て、遊びと学びのある講座をそれぞれ開催していただきました。対象は児童ではありませんでしたが、保護者同伴を可能とすることで、保護者への施設の周知をすることができました。今年度も7月31日から8月6日に開催され、沢山の親子にお越しいただきました。

先ほど、月経と民間企業との事業ということでお話がありましたが、そちらの事業については、16ページをご覧ください。こちらは、民間企業と埼玉県との共催による事業でございます。月経不調による労働損失というものが、年間 5000 億円と言われているそうです。そういった月経が与える企業への影響や損失の部分、その他知識を正しく学び、かつ月経コントロールヨガを行うことで、女性特有の健康課題を解消することで、間接的ではございますが、女性が活躍できる社会を目指した講座というのを実施いたしました。

続いて、21ページからは情報事業となります。ほっと越谷では年2回情報誌を発行しており、令和5年度は、7月発行の第53号で生涯現役社会の実現に向けて、2月発行の第54号で脱・男らしい女ならではの職業をテーマとして取り上げました。こちらの情報誌につきましては市内公共施設に配布と併せ、自治会での回覧もしていただいております。今年度発行された7月号に関しては、皆様にも紙の資料をお配りしております。テーマは災害で浮かび上がるジェンダー格差とし、防災における男女共同参画の必要性や災害ボランティアへのインタビュー、LGBT相談窓口をしている方へのインタビュー等を行いました。ぜひこちらもご参考まで、ご一読いただけますと幸いです。

情報事業としても一つ、27ページをご紹介します。こちらも令和5年度より新たな事業として、ほっと越谷ダイバーシティカレッジ、通称ほっカレを開催しました。ほっと越谷で行う事業を4ヶ月ごとにリーフレットにまとめ、継続的に学んでもらうことを目的に開校いたしました。また、周知のため今後も年に一度、特別講演を開催していく予定ですが、昨年度は女装パフォーマーかつ、ライターの仕事もされているブルボンヌさんをお呼びして、中央市民会館にて講演を行いました。そして昨年度は最終的に37名の方にほっカレに登録していただくことが叶い、ほっと越谷の周知に繋がったのではないかと感じております。今年度に関しても、既に前期と中期のほっカレがスタートしており、皆様には中期のほっカレのご案内をお手元にお配りしております。登録方法については、LINEもしくは窓口にて受け付けておりますので、興味のある方はご登録いただければ幸いです。

その他、情報事業につきましては、男女共同参画に関する情報発信として、ほっと越谷市役所本庁舎ロビーにおけるパネル展示、図書の貸し出しなどを実施いたしました。

続きまして、32ページからの交流事業についてですが、令和5年度は49団体がほっと越谷の団体として登録され、主に毎年7月に開催しております、36ページに掲載してあります七夕フェスタの企画・運営に関する活動を共同で実施しております。

七夕フェスタですが、42ページにもございますとおり、オープニングセレモニーでは、特別講演を設けました。日本に2人しかいなかったうちの1人であるインティマシー・コーディネーターという、映像制作においてヌードや性的な描写などの撮影するにあたって、俳優の皆さんが肉体的精神的にも安心安全に撮影できるようサポートをするといったお仕事をされている西山桃子さんに「私らしく生きるために」をテーマに講演を行っていただき、最終日の前日には、夕焼けコンサートという名前でオールスイングジャズオーケストラにコンサートを行っていただきました。その他、開催期間中は、登録団体16団体の企画講座の様子は39ページにごございます。また、25団体の企画パネル展示の様子は、40ページから41ページにごございますが、これらを実施することができました。新型コロナウイルス感染症の拡大前は、毎年1万5千人から2万人ほどの利用者があり、大きな集客の要因となっていたのが、この七夕フェスタを北越谷駅前にあるさくら広場で行っていたことにあります。登録団体と協働して行っている七夕フェスタは、テントの設営など前日準備が大変であることや当日の天候に開催が左右されてしまうという懸念から令和5年度もコロナ以前の状況に戻ることはなく、さくら広場での開催は見送りとなっていました。その代替となるものとして、ほっカレや夏のこどもウィークをスタートしました。それでもまだコロナ前の集客には到達できておりませんでした。今年度より文教大学のボランティア学生の協力のもとさくら広場で開催を実現することができました。まだ集計しておりませんが、今年度は利用者がコロナ以前と同等にな

るよう、その他の事業においても尽力してまいりますので皆様には引き続き、男女共同参画推進においてご支援、ご協力賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。私からの報告は以上となります。

○議長 ただいまの説明について、何か質問などがありますでしょうか。

○委員 23ページのTikTok動画制作について、去年こちらの事業に参加させていただきました。

こちらにも掲載されている藤原さんという方がNHKでも出演されていたのを拝見し、素晴らしい方が講演くださったのだと知りました。

今後も素晴らしい先生方が講演されるのだらうと思いますので、また参加したいと思った次第です。

○議長 ありがとうございます。

○委員 こういう活動をしている越谷市は、本当にいいなと思います。

先日、オリンピックの女子ボクシングにおいて、その選手が女性なのかどうかについて話題となっておりましたが、何をもって男なのか、女なのかという考え方は、人それぞれ違うような気がしました。

27ページに載っている、ブルボンヌさんの講演は、とてもいい機会だと思います。かつて東京の中学校で、女装家の方からの話を聞くといった授業があり、当時はそのような事業に対し、批判的な声が多かったようです。しかし生徒にとっては、男らしさ、女らしさ、自分らしさや生き方などを考える機会になったと思います。

教育現場では、こういう活動をなかなか取り入れにくいとは思いますが、子どもたちの将来により影響を及ぼし、ひいては男女共同参画社会の実現に近づくものと思いますので、殻を破り、授業の一環として取り入れた方がいいと思いました。

○議長 ご意見ありがとうございます。私もブルボンヌさんの話を聞きに行つて、とても素敵なお話だなと思って聞いておりました。

その他にご質問、ご意見よろしいでしょうか。ないようですので本件については以上とさせていただきます。

次に、その他として、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局 お手元にお配りしている資料につきましては、冒頭でお話させていただいた通りとなります。審議の中で、月経と女性活躍という話がありましたので、紹介させていただきますと、埼玉県東部地域振興センターが作成している「女性の体と活躍のこと」という冊子を当課でも配付しておりますので、ご興味がありましたら、お声掛けいただければお渡しさせていただきます。

○議長 今の説明で何かご質問、ご意見などはございますか。

○委員 月経について、ピルなどを活用しながら軽減していくっていうやり方とかもあるかと思えます。

○議長 埼玉県立大学も、専門の教員などが地域の小学校や中学校に出向いて講義する機会もいただいております。そのような形で広めていけたらと思っております。

その他、委員の皆様から何かご意見ございますか。

ないようでしたら本日の議事はこれで終了とさせていただきます。議事の進行にご協力をいただきましてありがとうございます。

ここで議長の務めを終わらせていただきまして、事務局にお返しいたします。

○司会 会長大変ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、副会長から一言お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副会長 本日も慎重審議、本当にありがとうございました。たくさん意見が出るこの会議がいつも有意義だと感じています。これから後期計画の作成に入りますが、私もこども計画の方にも関わっていき、縦にも横にも連携し、市としてどうしていくのかを考えながら進めていく必要があると、皆さんのご意見を伺い改めて感じました。第2回も楽しみにしておりますので、ぜひ今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○司会 それでは委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただき、また、議事進行にご協力いただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第1回越谷市男女共同参画推進委員会を終了させていただきます。

なお、本日の会議録につきましては、事務局で取りまとめ、概ね1ヶ月後に皆様に送付をさせていただきます。本日は大変お疲れ様でしたありがとうございました。